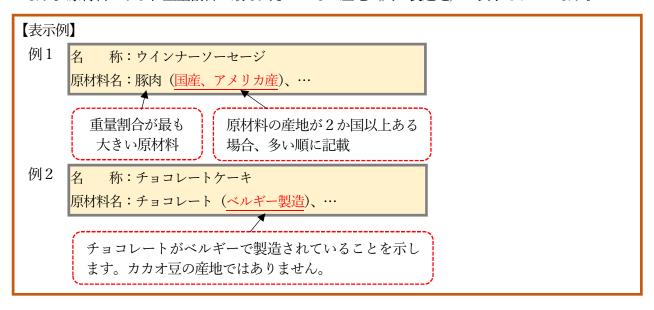
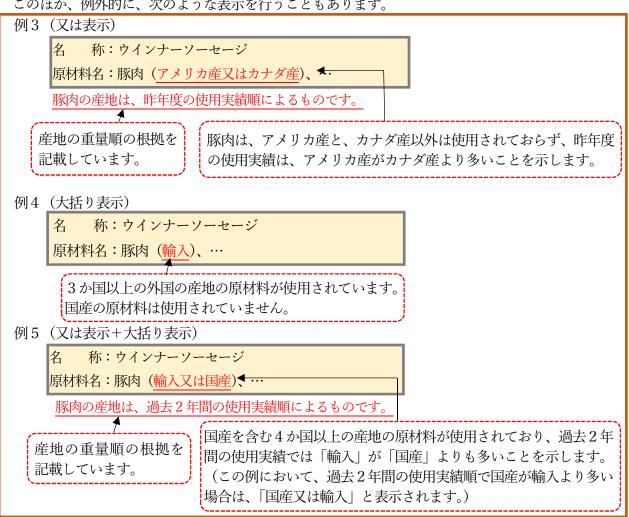
消費者の皆様へ! 加工食品の新たな原料原産地表示制度が始まっています。

平成29年9月から、国内で製造された全ての加工食品を対象とする原料原産地表示制度が始まって います。原材料のうち、重量割合が最も大きいのもの産地(又は製造地)が表示されています。



このほか、例外的に、次のような表示を行うこともあります。



移行期限は令和4年3月となっており、現在、食品事業者では表示の見直しを進めています。 産地を確認することで、商品選択の参考にしてください。

このチラシのお問い合わせ先【青森県 食の安全・安心推進課 企画調整グループ(電話 017-734-9351)】